

生徒心得

私たちは、「本校教育の方針」と「生徒指導の重点」に掲げるところに則り、常に生徒としての本分を尽し、日々自己の育成に努めるよう、次のことを心得たい。

(1) 生活の信条

1. 心身の健全に努め、真面目で理性的でしかもうるおいを持ち、清く高く明るくありたい。
2. 態度、行動は端正温和にしてたしなみを忘れないようにしたい。
3. 率直に簡明で行きとどいた、正しくうつくしい言葉を使うように注意したい。
4. 服装は学習生活にふさわしいものとし、質素清潔を心がけたい。
5. 何びとに対しても人格を敬重し、礼儀を正しくし、相手に快い感じを与えるよう心がけたい。
6. 自己の意志は、常にはっきり表すことが必要である。徒らに付和雷同せず自己に忠実でありたい。
7. 友人との交際には相手の人格と意志を尊重することが必要である。一方的に強要するものではない。交際は常に健全で、互いに美点を助長しあい、互いの向上に協力しあうものでありたい。
8. 特に親しい友人ができた時はお互いの家人に紹介し、また、なるべく家人をまじえて団らんするようにしたい。
9. 異性に対しては、正しい理解と批判する力を養いたい。その交際に当っては特に互いに尊敬しうる態度を示し、互いに人格向上をはかるように節度ある態度を保ちたい。この際両親の了解と助言を受けることが大切である。また、男女2人だけの行動はさげたい。

10. 何事によらず問題があれば先生や両親に相談しよう。また、日常の学校内外の生活についても話しあうことが望ましい。

(2) 諸規則

I 登下校

1. 始業時刻予鈴8時30分、開始8時35分。
2. 下校時刻3月1日から10月末までは18時00分、11月から2月末までは17時00分とする。
3. 登下校時には交通道德をよく守り、事故を起こさぬよう注意すること。
4. 登校後は授業終了まで外出しないこと。やむを得ない用事で外出する時は、学年・学級担任の許可を受けること。
5. 通学は徒歩を原則とする。
6. 自転車通学は原則として禁止する。ただし、自宅より最寄り駅までの利用に限り、自転車一部利用届出により許可をする。

II 諸届

1. 姓名、現住所、保護者、保証人等の変更や異動が生じた場合は、速やかに学年・学級担任に報告し、校長に届け出ること。
2. 校内、校外を問わず行事に参加する場合または集会を開く場合は、教頭・生徒指導部の許可を得ること。
3. アルバイトをすることは原則的に禁止する。ただし、家庭の経済的事情等により必要な場合は、学年・学級担任、生徒指導部の審議を経て、校長が許可をする。
4. 運転免許取得については、安全第一・学業専念のため禁止とする。ただし、以下の場合のみ特例として同意書が発行されることがある。

＜本校標準服の図＞

男子

女子

	地質	色			地質	色	特徴
学生服 上 衣	サージ	黒	1. 一般型 2. 本校制定の ボタンを付 ける	上衣	サージ	紺	本校制定の ボタンを付ける
学生服 ズボン	サージ	黒	1. 一般型 2. ベルトを用 いる	スカ ート	サージ	紺	1. ひだ数 28 左脇をあけ る。ひだ内側 にポケットを つける 2. ベルトレスと する

- ① 家業等で、生徒が運転に従事しなければ、家業が成り立たない等の特別な事情がある場合。
- ② 3 年生で就職が内定し、その条件として運転免許証が必要な場合。
- 5. 掲示、貼紙、陳列、配布などを行う場合は、生徒指導部の許可を得ること。掲示物などはすべて所定の場所に行い、指定の期限が終了すれば、当事者が速やかに撤去すること。

Ⅲ 服装、頭髪などについて

- ① 通学時及び校内における服装、頭髪は自由とする。ただし、清楚清潔を旨とし、学習生活にふさわしいものであるよう心がけること。
ただし、以下のものについては、上記の趣旨に反するものとして、特に禁止する。
ア 標準服の極端な変形や加工
イ パーマネント、染髪など極端な頭髪の変形や加工、化粧及びピアス、ネックレス、指輪などの身体の装飾品
ウ その他、上記の趣旨に著しく逸脱すると、判断されるもの
- ② 下記のを本校の標準服とする。平素の着用は、自由とするが、学校行事などで指示される場合には着用しなければならない。
- ③ 私服、標準服のいずれであっても、指定の当該学年章を左衿、または左胸につけること。
- ④ 各運動部競技用服装については、星陵生としての伝統を継承し品位を保つものとし、顧問と相談のうえ、各部で決定することができる。

※ 夏期の上着については、男子は白カッターシャツ、女子は白ブラウスとする

<女子夏服の図>



<女子冬服の図>



スカート

